

「福山河川国道事務所」の河川事業に伴う 建設発生土の受入地募集について

1. 募集の趣旨

国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所では、芦田川河道内の土砂掘削を実施しますが、掘削に伴い発生する土砂（以下、「建設発生土」という。）を効率的に処理するため、その有効活用を図ることが必要となっています。

つきましては、窪地の埋立や低地のかさ上げ等をお考えの方で、建設発生土を受入れていただける方を募集します。

2. 応募要件

（1）応募できる方

令和4年5月～令和6年3月の間で埋立等の土地造成等を予定している、近隣地域に土地を所有或いは貸借されている方。

（ただし、貸借の場合は、土地所有者の同意が必要です）

（時期によっては、土砂掘削が終了している場合があります）

（2）土地の要件

- ①建設発生土の発生場所からの運搬距離が、50km（移動距離）以内の位置に存在すること。
- ②受入可能土量が、500立方メートル以上であること。
- ③大型ダンプトラック（10t車）で土砂（主に砂）の搬入ができること。
- ④法律、関係条例上、埋立（盛土）等を行うことが可能な土地であり、関係手続きが完了していること。

3. 応募期間及び方法

（1）応募期間： 令和4年3月9日（水）～令和5年12月15日（金）

（2）必要書類： 次の書類を、郵送又は持込にて提出してください。

- ①建設発生土「受入申込書」→別添の用紙
- ②土地所有者の同意書（借地の場合）
- ③埋立等の許可証の写し
- ④埋立位置を示した地図

4. 選考

応募頂いた土地については、現地立会及びヒアリングにて、運搬距離、土地の形状、周辺の状況、関係法令等について調査・確認を行い埋立（盛土）に適した土地と認められれば候補地となり、当事務所にて選考させて頂きます。

なお、選考基準としては、候補地までの運搬距離及び他の公共事業の建設発生土受入状況等を総合的に判断し決定します。

また、その結果は、その都度応募者へ通知致しますが、選考内容に関するお問合せにつきましては公表することは出来ません。

5. その他留意事項

- ① 建設発生土の搬入（運搬）は、当方が行います。（無料）
- ② 建設発生土搬入後の作業等（敷均し・締固め、及び土砂流出防止措置）は、応募者で行って下さい。（覚書第8、9、11条参照）
- ③ 候補地確定後、他の公共事業より建設発生土搬入の要請があった場合、申し込み時の搬入量を保証することはできません。（覚書第2条参照）
- ④ 搬入する土地に搬入路を確保する必要がある場合は、用地買収及び借地契約等の手続きを、申し込み者において確実に行ってください。（覚書第5条参照）
- ⑤ 搬入に際しては、多数のダンプトラックが走行することになりますので、申し込み者において苦情等が発生しないよう、地域住民の皆様や関係団体等への対応は必ずお願いします。（覚書第6条参照）
- ⑥ 建設発生土搬入後の管理については、土地所有者の責任において行って頂きます。
- ⑦ 搬入した建設発生土を営利目的に使用したり、他の箇所へ搬出することはできません。（覚書第15条参照）
- ⑧ 不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等）を得る目的で、建設発生土の利用を行う行為は固く禁止しています。（覚書第16条参照）

6. 問い合わせ及び提出先

国土交通省 中国地方整備局 福山河川国道事務所

〒720-0031 広島県福山市三吉町四丁目4-13

TEL： 084-923-2511(直通)

担当： 河川管理課 堀、高木

※ ホームページも併せてご覧ください

<http://www.cgr.mlit.go.jp/fukuyama/index.html>